小作爭議調査表

No. 140

（昭和九年十二月分）

（月報番號第一四二號）

場所	關係人員	地主關係團体	原因	要求事項	經過
浮羽郡姫治村 大字妹川字下ノ原	地主 水城 亘 外四名 小作人 鑓水廣吉 外六名	ナシ	昭和六年の爭議調停により永久小作料永久八分減にて解決のところ地主側に立ちては個々の照附止策として未加盟者に対し一割を減額せしむし事判明し他の如今加盟の小作人は同額の減額を要求したるも一蹴さ小たるによる。	小作料永久二分減要求	小作人は地主に交渉したるも容易に応ずる模様なく其儘本年に九年に及びたるも納米期に入り本件も中心に他の爭議発生の嫌ひありなに依り所轄署より解決方を懇通したる処に漸く地主も譲歩すに至り左記條件にて解決す。

發生終熄	關係地種類面積	小作人關係團体
昭和八年十二月九日 昭和九年十二月五日	田二町四反二十三歩	日農浮羽聯合会 蔵波支部

財團法人 協調會福岡出張所

結果	備考
一、地主は別上地に相当する畑を本月末日迄に提供のこと 二、小作人は本月末日迄に爭議畑を返還すること。	